

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第三十三号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第三項中「森林技術センター所長」を「林業研究研修センター所長」に、「森林技術センター総務企画室長」を「林業研究研修センター総務企画室長」に改める。

第八条の三第二項中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改める。

第十三条第三号の表地方公所（東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）の項中「農業研修センター」を削る。

第四十五条第二項第十号中「生涯学習センター使用料」の下に「少年自然の家使用料」を加え、同項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一条第一項及び第三項中「一・〇五」を「一・〇八」に改める。

第二百二十九条第二項中「指定金融機関を経由して」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、当該支払場所が日本国内にあるときは、隔地払通知書（送金案内）を指定金融機関を経由して債権者に送付しなければならない。

第一百七十三条の四第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同条第三項中「第七条」を「第七条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第一百七十三条の五中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第一百七十三条の七第一号中「第七条」を「第七条第一項」に、「第六条第五号」を「第六条第六号」に改める。

第一百七十三条の九第二項第七号中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第二百九十七条第二項中「ときは」を「とき（当該支払場所が日本国内にあるときに限る。）は」に改める。

第三百三十条の二第二項第二号中「百分の八・四」を「百分の八・六四」に、「百分の九・八七」を「百分の十・一五二」に、「百分の一・四七」を「百分の一・五二二」に改める。

別表第一観光文化スポーツ部の項中「イメージアップ推進室長」を「あきたびじょん室長」に改める。

別表第二農林水産部長の項中「森林技術センター」を「林業研究研修センター」に改める。

別表第二の二第九十六号を次のように改める。

九十六 削除

別表第二の二第九十九号の十五中「犬猫引取り手数料」を「犬猫引取手数料」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第七十三条の四第一項及び第三項、第七十三条の五、第七十三条の七第一号並びに第七十三条の九第二項第七号の改正規定は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第五十八号）の施行の日（同月十六日）から、第四十五条第二項第十号の改正規定は同年七月一日から施行する。